

プロフェッショナル人材確保事業費補助金Q&A

平成30年12月14日現在

番号	質問	回答	備考
(1) 補助事業の要件に関する質問			
1-1	プロフェッショナル人材を、県内に事業所を有する個人事業者又は法人において雇用するが、雇用契約における就業場所は「県外他社へ派遣」とする場合、補助事業の要件を満たすか？	補助要件を満たすためには、プロフェッショナル人材を、県内に事業所を有する個人事業者又は法人が、県内の事業所において雇用することが必要であり、雇用契約における就業場所が「県内の事業所」であることを要する。	
1-2	プロフェッショナル人材を、「期間を定めて」雇用する場合、補助事業の要件を満たすか？	プロフェッショナル人材の採用に伴う人材紹介手数料が補助対象経費となるが、「採用」とは、契約期間の定めのないもの、又は3か月以上の期間の定めがあつて、期間の定めのない雇用の採否を判断するためのものであることと定めている。ただし、年棒制等、期間を定めるものの、次年度以降の更新を前提とした雇用は対象となる場合があるため、ご相談されたい。 いずれの場合も、補助事業者がプロフェッショナル人材を採用した日から起算して1年を経過する日以前に解雇をし、又は県外の事業所に配置転換をした場合は、既に交付した補助金の返還を命ずる場合があるため、ご留意されたい。	
1-3	当該プロフェッショナル人材の前職が、「個人事業主」の場合、補助事業の要件を満たすか？	「個人事業主」の間は、勤務実態の裏付けがとれないため、職に就いていないものとする。したがって、前職が「個人事業主」の場合、さらに前職に遡って、県外の事業所で勤務していることを要する。 なお、前職を退職してから職に就いていない期間がある場合については、1-4を参照されたい。	
1-4	当該プロフェッショナル人材が、前職を退職してから職に就いていない期間がある場合、補助事業の要件を満たすか？	「前職退職日」から「雇用契約日（内定日）」の期間が、1年未満であることを要する。	